

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜 県

答 弁 書

平成29年 3月 2日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議B係 御中

被告 岐阜県 訴訟代理人

弁 護 士 端 元 博 保
弁 護 士 伊 藤 公 郎
弁 護 士 池 田 智 洋
弁 護 士 市 橋 優 一

〒 500-8804 岐阜市京町2丁目2番地 端元ビル2F

端元博保法律事務所 (送達場所)

弁 護 士 端 元 博 保
弁 護 士 伊 藤 公 郎
(担当) 弁 護 士 池 田 智 洋
弁 護 士 市 橋 優 一

電話 058-263-1433

FAX 058-263-6697

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの請求を棄却する

2 訴訟費用は原告らの負担とする

3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを各求める。

第2 請求の原因に対する認否

第2 請求の原因に対する認否

1 はじめに

後記以下で記載する請求の原因に対する認否の中で、認否を留保する部分があるが、その理由は以下のとおりである。

(1) 警察による情報収集活動の具体的な内容を個別に明らかにすることは相当でないこと

警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」と規定し、犯罪の予防をはじめ公共の安全と秩序の維持を警察の責務としている。

このような同条の趣旨に鑑みれば、岐阜県警察大垣警察署（以下「大垣署」という。）が、管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的として情報収集活動を行うこともその責務である。

ところが、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているか、といったことが外部に明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることになる。

例えば、特定の個人が警察の情報収集の対象となっていることが明らかとなれば、当該情報収集対象者は、情報収集の対象となっていることを前提として活動し、情報収集に対する対抗措置を執られることとなり、以降の情報収集活動に支障が出ることは明らかであるし、他方で、特定の個人が情報収集の対象となっていないことが明らかになった場合、そのことを契機として、犯罪や公共の安全と秩序の維持を害する行為が企図されたり、犯罪や公共の安全と秩序を害する行為を企図していた者が、その行為に実際に及ぶ可能性が高まることとなる。

このように、警察が誰の情報を収集しているか否かが明らかになるだけでも、今後の情報収集活動に支障が生じるだけでなく、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれが生じるどころ、どのような情報をどのような方法で収集しているかなど、個別具体的な情報収集活動の内容が明らかとなれば、情報収集の着眼点やその方法・手段が明らかとなってしまう、情報収集対象者に対抗措置を執られるだけでなく、それを逆手に取って不法行為が行われることも十分に考えられ、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じるこ

ととなる。

よって、被告は、警察による情報収集活動の具体的な内容について個別に認否を明らかにすることをしない。

(2) 株式会社シーテック作成に係る議事録の存在自体について

原告らが主張の前提としている株式会社シーテック（以下「シーテック社」という。）作成に係る議事録（以下「本件議事録」という（甲1号証8項から50項まで）。）については、岐阜県警察が作成した文書ではないため、その存在自体は不知とする。

(3) 本件議事録の内容について

本件議事録の内容は、大垣署の警察官とシーテック社の社員が意見交換をした際の議事録であり、文面上、警察による情報収集活動に触れると思料される部分もある。

岐阜県警察としては、大垣署員とシーテック社員が意見交換を行っていたこと自体は認めているので、その内容については認否を明らかにする立場にあるが、本件議事録の内容を個別具体的に認否することは、まさに警察による情報収集活動の内容を明らかにすることとなるので、前記(1)で述べたとおり認否しない。

(4) 小括

したがって、被告は、請求の原因に対する認否をするに当たり、警察による情報収集活動の内容が明らかとなる部分及び本件議事録の内容については、認否をしない。

また、本件議事録の存在自体については、不知とする。

なお、原告らのいう「監視」が警察のどのような活動を指しているのか具体的に明らかではないが、以下では警察による情報収集活動のことを指しているものと解して、認否する。

2 第1章について

本訴訟が、損害の賠償を求める訴訟であることは、認める。

本件に関する国会答弁については、認める。

自衛隊情報保全隊、警視庁及び大分県警の事案があったことは、認める。

その余の主張は否認ないし争う。

3 第2章について

(1) 第1の1について

ア (1)原告三輪唯夫ないし(4)原告船田伸子について
本件訴訟上、特に争わない。

イ (5)市民運動とは、について
市民運動が明確に何をさしているのかわからないことから認否しない。

(2) 第1の2について

警察法、地方自治法、国家賠償法の規定については認め、その余は、否認ないし争う。

(3) 第1の3について

ア (1)弁護士法人ぎふコラボについて

岐阜コラボ法律事務所の存在について認めるが、その沿革や活動については、不知。

イ (2)シーテック社について
認める。

(4) 第2の1について

(1)概要及び(2)進捗状況については、本件に無関係であり、認否の必要性を認めない。

(5) 第2の2について

(1)騒音・低周波音当による健康被害ないし(5)獣害の増大については、本件に無関係であり、認否の必要性を認めない。

(6) 第2の3について

不知。

(7) 第2の4について

2014年7月24日、朝日新聞に「岐阜県警が個人情報漏洩」との見出しの記事が掲載されたことは認める。

(8) 第2の5について

ア (1)議事録の存在について
前記1のとおり、不知。

イ (2)「第1回議事録」(甲1の8～9枚目)の要旨ないし(5)「第4回議事録(甲1の24～25枚目)の要旨について

本件議事録の内容については、前記1で述べた理由により認否しない。

4 第3章について

(1) 第1について

国家賠償法の規定については認め、情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

(2) 第2について

警察官の職務行為については認め、情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張については否認ないし争う。

5 第4章について

(1) 第1市民運動に対する意図的な抑圧について

情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張については否認ないし争う。

(2) 第1の1について

本件議事録の内容については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張については否認ないし争う。

(3) 第1の2について

警察法の規定については認め、情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張については否認ないし争う。

(4) 第1の3について

ア (1)警察は民主政のプロセスに干渉してはならないについて

最高裁大法廷判決（昭和61年6月11日）の判例の存在、及び、警察法の規定については認め、その余の主張は否認ないし争う。

イ (2)情報収集等は民主政のプロセスへの干渉について

本件議事録の内容については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張は否認ないし争う。

(5) 第2「不偏不党且つ公平中正」に反する活動であるについて

警察法の規定については認め、その余の主張は否認ないし争う。

(6) 第2の1ないし第2の3について

情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張は否認ないし争う。

(7) 第3について

情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張は否認ないし争う。

(8) 第4について

「警察法2条1項は、」から「規定する。」までの警察法の規定は認める。
市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）の規定については認める。
警察法の規定については認める。
情報収集活動等については、前記1で述べた理由により認否しない。
その余の主張は否認ないし争う。

6 第5章について

(1) 第1の1について

東京地裁判決（昭和39年9月28日）の存在は認める。
その余の主張は否認ないし争う。

(2) 第1の2について

名古屋高裁平成23年3月27日判決（平成22年（ネ）第496号・判例集未登載）は、不知。
その余の主張は否認ないし争う。

(3) 第2の1について

否認ないし争う。

(4) 第2の2について

ア まえがきについて

否認ないし争う。

イ (1) 京都府学連事件最高裁判決について

大法廷昭和44年12月24日昭和40年（あ）第1187号昭和44年12月24日判決については、その存在は認める。
その余の主張は否認ないし争う。

ウ (2) Nシステム訴訟東京地裁判決について

東京地裁平成10年（ワ）第5272号平成13年2月6日民事第48部判決については、その存在は認める。
その余の主張は否認ないし争う。

エ (3) 住基ネット訴訟最高裁判決について

最高裁判所第一小法廷平成19年（才）第403号平成20年3月6日判決については、その存在は認める。
その余の主張は否認ないし争う。

オ (4) 早稲田大学江沢民事件最高裁判決について

最高裁判所第二小法廷平成14年(受)第1656号平成15年9月12日判決については、その存在は認める。

その余の主張は否認ないし争う。

(5) 第3の1について

大法廷昭和56年(オ)第607号昭和61年6月11日判決の存在については認める。

その余の主張は否認ないし争う。

(6) 第3の2について

情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張は否認ないし争う。

(7) 第4について

情報収集活動については、前記1で述べた理由により認否しない。

その余の主張は否認ないし争う。

7 第6章について

(1) 第6章のまえがきについて

認否しない。

(2) 第1ないし第4について

本件議事録の内容については、前記1で述べた理由により認否しない。

主張は否認ないし争う。

8 第7章、第8章について

いずれも争う。

以上